

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月24日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 4 号

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第1条～第3条」を「第1条・第2条」に、「第4条」を「第3条」に、「第22条」を「第18条」に、「第23条～第27条」を「第19条～第22条」に、「第28条～第36条」を「第23条～第27条」に、

| | | |
|-----|------------------------------|------|
| 「 | | 「第3章 |
| 第3章 | 売買取引及び決済の方法（第37条～第84条） | |
| | | を |
| 第4章 | 卸売の業務に係る生鮮食料品等の品質管理の方法（第85条） | 第1節 |
| | | 第2節 |
| 」 | | 」 |

売買取引及び決済に関する遵守事項

売買取引の方法等（第28条～第54条）に、「第5章」を「第4章」に、「第86
決済の方法等（第55条～第58条）」

「第2節 冷蔵庫及び倉庫（第99条～第1
条～第98条）」を「第59条～第71条」に、第3節 いけす（第106条）
第4節 使用料（第107条～第111条
05条）

を「第2節 使用料（第72条～第76条）」に、「第6章」を「第5章」に、
）」

「第112条～第115条」を「第77条・第78条」に、「第7章」を「第6章」に、
「第116条～第119条」を「第79条～第84条」に、「第8章」を「第7章」に、
「第120条～第124条」を「第85条～第90条」に、「第9章」を「第8章」に、
「第125条～第130条」を「第91条～第96条」に、「第10章」を「第9章」に、
「第131条～第141条」を「第97条～第104条」に改める。

第2条第1項本文中「市場ごとに」を削り、同項ただし書中「市場」を「京都市中央卸
売市場（以下「市場」という。）」に改める。

第3条を削り、第2章第1節中第4条の前に次の1条を加える。

（卸売の業務の許可申請）

第3条 条例第5条の2第1項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項
を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称及び代表者名（記名押印）並びに主たる事務所の所在地
- (2) 資本金又は出資の額及び役員の氏名
- (3) 申請に係る取扱品目

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 業務を執行する役員の履歴書
- (4) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
- (5) 卸売市場法施行規則（以下「省令」という。）別記様式第2号の例により作成した前2事業年度の事業報告書又はこれに準じるもの
- (6) 申請の日の属する事業年度及びその翌事業年度の事業計画書
- (7) 申請者が他の法人に対して次のいずれかに該当する関係（以下「支配関係」という。）を有する場合にあっては、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該法人の総株主等（総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。）の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の数及び当該議決権の数のうち申請者が有する議決権の数を記載した書面並びに当該法人の定款、前事業年度の貸借対照表及び損益計算書
 - ア 申請者が当該法人の総株主等の議決権の過半数を有する関係
 - イ 当該法人の役員又は代表権を有する役員の過半数を申請者の役員又は使用人（過去2年間に役員又は使用人であった者を含む。）が占めている関係
- (8) 申請者が条例第5条の2第3項第2号及び第3号に該当しないことを誓約する書面第4条及び第5条を次のように改める。

（純資産額）

第4条 条例第5条の2第3項第5号に規定する別に定める純資産基準額は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 条例第5条の2第4項に規定する別に定める計算方法は、省令別記様式第2号の例により作成した貸借対照表に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除する方法とする。

3 条例第5条の3第2項の規定による申出は、省令別記様式第2号の例により作成した

貸借対照表を添付した申出書により行うものとする。

(保証金の額等)

第5条 条例第7条第1項に規定する別に定める保証金の額は、別表第3に掲げるとおりとする。

2 条例第7条第3項（条例第8条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）に規定する別に定める有価証券の価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 京都市公債 額面金額

(2) その他の有価証券 額面金額の100分の90に相当する額

第11条を削る。

第10条の見出し中「せり人等」を「せり人」に改め、同条第1項中「に掲げる者」を削り、「第7条第1項第1号」を「第9条第1項第1号」に改め、同条第2項を削り、同条を第11条とする。

第9条を削る。

第8条中「実技試験」を「面接試験」に改め、同条を第10条とする。

第7条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「及び住所」を削り、同条を第9条とする。

第6条第1項各号列記以外の部分中「登録を受けようとする者」を「規定による申請」に、「を市長に提出しなければ」を「により行わなければ」に改め、同項第1号中「名称」を「申請者の名称」に改め、「又は署名」を削り、同項第2号中「及び住所」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号及び第4号を削り、第5号を第2号とし、同項に次の1号を加える。

(3) その他市長が必要と認める書類

第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(事業の譲渡等の認可申請)

第6条 条例第10条の3第1項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 譲渡人及び譲受人の名称及び代表者名（記名押印）並びに主たる事務所の所在地

(2) 譲渡する事業に係る取扱品目

(3) 譲渡予定年月日

(4) 譲渡の理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 譲渡に係る契約書の写し

(2) 譲受人に係る第3条第2項各号に掲げる書類

3 条例第10条の3第2項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 合併又は分割をしようとする卸売業者の名称及び代表者名（記名押印）並びに主たる事務所の所在地

(2) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により卸売の業務に係る事業を承継する法人の名称及び代表者名（記名押印）並びに主たる事務所の所在地

(3) 合併又は分割の方法及び条件

(4) 合併又は分割の予定年月日

(5) 合併又は分割の理由

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 合併に係る契約書又は分割に係る契約書若しくは計画書の写し

(2) 前項第2号に規定する者に係る第3条第2号各号に掲げる書類

5 前項の規定にかかわらず、同項第2号に規定する書類の全部又は一部を添付することができないことについて市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該書類の添付を要しない。この場合において、第3項第2号に規定する者は、同項の認可があった後遅滞なく、当該書類を市長に提出しなければならない。

(名称変更等の届出)

第7条 条例第10条の4の規定による届出は、書面により行わなければならない。

第12条第1項各号列記以外の部分中「し、かつ、当該許可を受けようとする者（法人にあっては、その代表者）が記名押印」を削り、同項第1号中「氏名及び住所」を「申請者の氏名」に改め、「その」を削り、「並びに」を「。記名押印）及び住所（法人にあっては、）」に改め、同項第2号中「法人」を「申請者が法人」に、「にあっては」を「には」に改め、同項第3号中「仲卸しの業務を行おうとする」を「申請に係る」に改め、同条第2項第3号中「住民票の写し、」及び「及び市区町村長が発行する身分証明書」を削り、同項第7号中「開始の日以後2年間」を「及びその翌事業年度」に改め、同項第8号中「第16条第3項第1号から第3号まで、第5号」を「第16条第3項第3号」に改め、「に掲げる者」を削り、同条第3項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「第3号まで及び第5号に掲げる者」を「第5号まで（第4号を除く。）」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「前項第7号、第8号及び第10号」を「前項第6号、

第7号及び第9号」に改め、同号を同項第5号とする。

第13条の見出し中「額」を「額等」に改め、同条中「仲卸業者が預託すべき」を「条例第17条第2項に規定する別に定める」に改め、「額は」の右に「、青果部及び水産物部のそれぞれにつき」を加え、同条に次の1項を加える。

2 条例第17条第3項の規定により連帯保証人を付したことによって保証金の預託を免じることができる場合における当該連帯保証人は、その仲卸業者と同じ取扱品目の部類に属する仲卸業者が組織する法人であって、市長が適当と認めるものとする。

第14条を削る。

第15条の見出し中「譲渡し及び譲受け」を「譲渡等」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「の申請」を「の規定による認可を受けようとする者」に、「により行わなければ」を「を市長に提出しなければ」に改め、同項第1号中「住所」の右に「（法人にあっては、主たる事務所の所在地）」を加え、同項第2号中「譲り渡す」を「譲渡する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 譲渡予定年月日

第15条第1項第4号中「譲渡し及び譲受け」を「譲渡」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 譲渡に係る契約書の写し

(2) 譲受人が法人である場合には、当該譲受人に係る第12条第2項各号に掲げる書類

(3) 譲受人が個人である場合には、当該譲受人に係る第12条第3項各号に掲げる書類
第15条に次の1項を加える。

3 第6条第3項及び第4項の規定は、条例第21条第2項の規定による認可を受けようとする者について準用する。この場合において、第6条第3項第2号中「卸売の業務」とあるのは「仲卸しの業務」と、同条第4項第2号中「前項第2号」とあるのは「第14条第3項において準用する前項第2号」と、「第3条第2項各号」とあるのは「第12条第2項各号」と読み替えるものとする。

第15条を第14条とし、第16条を削る。

第17条第1項第1号中「氏名」を「申請者の氏名」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 当該仲卸しの業務を申請者が引き続き営むことについての他の相続人の同意書の写し

(2) 第12条第3項各号に掲げる書類

第17条を第15条とし、第18条を削り、第19条を第16条とし、第20条を第17条とする。

第21条の見出しを「(せり参加)」に改め、同条中「, 必要」を「必要」に、「または」を「又は」に改め、同条を第18条とする。

第22条及び第23条を削る。

第24条の見出し中「承認申請」を「承認申請等」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「の申請」を「の規定による承認を受けようとする者」に、「により行わなければ」を「を市長に提出しなければ」に改め、同項第1号中「氏名」を「申請者の氏名」に改め、「住所」の右に「(法人にあっては、主たる事務所の所在地)」を加え、同項第2号中「法人」を「申請者が法人」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第2項後段中「第16条第3項第1号から第3号まで、第5号」を「第16条第3項第3号」に、「第25条第3項第1号から第3号まで、第5号」を「第25条第3項第3号」に、「同条第3項第5号」を「同条第3項第4号」に、「第16条第3項第1号から第3号まで及び第5号」を「第16条第3項第1号から第5号まで(第4号を除く。)」に、「第25条第3項第1号から第3号まで及び第5号」を「第25条第3項第1号から第5号まで(第4号を除く。)」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、申請者が第1号から第4号までのいずれかに該当するものであるとき(申請者が青果部又は水産物部において卸売を受けようとする者である場合にあっては、第1号から第4号までのいずれか及び第5号に該当するものであるとき)は、条例第25条第1項の規定による承認をするものとする。

(1) 本市の区域内に店舗を有する生鮮食料品等(卸売市場法第2条第1項に規定する生鮮食料品等をいう。以下同じ。)の小売業者

(2) 本市の区域内に施設を有する生鮮食料品等の加工業者又は給食業者

(3) 本市の区域内に店舗を有する消費生活協同組合

(4) その他市長が市場における取引の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認める者

(5) 業務の規模が申請に係る取扱品目の部類に属する仲卸業者が行う仲卸しの業務の規模との均衡を考慮して市長が別に定める基準以上であるもの

第2章第3節中第24条を第19条とする。

第25条の見出し中「有効期間」を「有効期間等」に改め、同条中「有効期間」の右に

「（次項の規定により承認の更新を受けた場合にあっては、当該更新後の有効期間）」を加え、「承認の日」を「当該承認の日（次項の規定により承認の更新を受けた場合にあっては、当該更新前の有効期間の満了の日の翌日）」に、「2年間」を「5年間」に改め、同条に次の4項を加える。

2 前項の売買参加者は、その承認の有効期間の満了後引き続き卸売業者から卸売を受けようとするときは、承認の更新を受けなければならない。

3 前項の更新を受けようとする者は、有効期間の満了の日の60日前から30日前までの間に、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印）

(2) 卸売業者から卸売を受けようとする取扱品目の部類

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 財産目録

(2) 有効期間の満了の日の属する事業年度及びその翌事業年度の事業計画書

(3) 申請者が法人である場合には、条例第25条第3項第3号及び第6号に該当しないことを誓約する書面

(4) 申請者が個人である場合には、条例第25条第3項第1号から第5号まで（第4号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

(5) その他市長が特に必要と認める書類

5 条例第25条第3項（第3号を除く。）及び第4項の規定は、第2項の規定による承認の更新について準用する。

第25条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。

（事業報告書の提出）

第21条 青果部及び水産物部の売買参加者は、毎事業年度の末日から起算して90日を経過する日までに、当該事業年度の事業報告書を市長に提出しなければならない。

第26条を削る。

第27条中「第19条」を「第16条」に、「第21条」を「第18条」に、「または」を「又は」に改め、同条を第22条とする。

第28条第1項中「別表第3」を「次」に、「とおりの」を「物品」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 漬物

(2) 鳥類

(3) 乾物

(4) つくだ煮

(5) 鳥卵

第28条第2項第1号中「市場の取扱品目に属する物品及び加工食料品卸販売業者の取り扱う物品」を「野菜、果実及び生鮮水産物」に改め、同条第3項中「加工食料品卸販売業務」を「同項第1号に規定する業務」に改め、第2章第4節中同条を第23条とする。

第29条中「第一市場」を「京都市中央卸売市場第一市場（以下「第一市場」という。）」に改め、「加工食料品卸販売業者」の右に「（条例第28条第1項第1号に規定する加工食料品卸販売業者をいう。以下同じ。）」を、「第1種関連事業者」の右に「（条例第28条第1項第2号に規定する第1種関連事業者をいう。以下同じ。）」を、「第2種関連事業者」の右に「（条例第28条第1項第3号に規定する第2種関連事業者をいう。以下同じ。）」を加え、「第二市場」を「京都市中央卸売市場第二市場（以下「第二市場」という。）」に改め、同条を第24条とする。

第30条第1項各号列記以外の部分中「の申請」を「の規定による許可を受けようとする者」に、「により行わなければ」を「を市長に提出しなければ」に改め、同項第1号中「氏名」を「申請者の氏名」に改め、「住所」の右に「（法人にあっては、主たる事務所の所在地）」を加え、同項第2号中「法人」を「申請者が法人」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第2項後段中「第16条第3項第1号から第3号まで、第5号」を「第16条第3項第3号」に、「第29条第3項第1号から第3号まで」を「第29条第3項第3号」に、「同条第3項第5号」を「同条第3項第4号」に、「第16条第3項第1号から第3号まで及び第5号」を「第16条第3項第1号から第5号まで（第4号を除く。）」に改め、同条を第25条とする。

第31条の見出し中「額」を「額等」に改め、同条各号列記以外の部分中「関連事業者が預託すべき」を「条例第30条第2項に規定する別に定める」に改め、「関連事業者の区分ごとに」を削り、同条に次の1項を加える。

2 第13条第2項の規定は、条例第30条第3項において準用する条例第17条第3項の規定による保証金の預託の免除について準用する。この場合において、第13条第2項中「その仲卸業者と同じ取扱品目の部類に属する仲卸業者」とあるのは、「関連事業者」と読み替えるものとする。

第31条を第26条とし、同条の次に次の1条を加える。

(準用)

第27条 第14条第1項（第2号を除く。）及び第2項の規定は、条例第33条第1項の規定による認可の申請について準用する。この場合において、第14条第2項第2号

中「第12条第2項各号」とあるのは「第25条第2項において準用する第12条第2項各号」と、同項第3号中「第12条第3項各号」とあるのは「第25条第2項において準用する第12条第3項各号」と読み替えるものとする。

2 第6条第3項及び第4項の規定は、条例第33条第2項の規定による認可の申請について準用する。この場合において、第6条第3項第2号中「卸売の業務」とあるのは「関連事業」と、同条第4項第2号中「前項第2号」とあるのは「第27条第2項において準用する前項第2号」と、「第3条第2項各号」とあるのは「第25条第2項において準用する第12条第2項各号」と読み替えるものとする。

3 第15条の規定は、条例第34条第1項の規定による認可の申請について準用する。この場合において、第15条第1項第4号中「仲卸しの業務に係る取扱品目の部類」とあるのは「関連事業に係る市場及び関連事業の内容」と、同条第2項第1号中「当該仲卸しの業務」とあるのは「当該関連事業」と、同項第2号中「第12条第3項各号」とあるのは「第25条第2項において準用する第12条第3項各号」と読み替えるものとする。

第32条から第36条までを削る。

第3章の章名中「の方法」を「に関する遵守事項」に改める。

第37条を第28条とし、第3章中同条の前に次の節名を付する。

第1節 売買取引の方法等

第38条を第29条とし、第39条を第30条とし、第40条及び第41条を削り、第42条を第31条とし、第43条を第32条とする。

第44条本文中「明りょう」を「明瞭」に改め、同条ただし書を削り、同条を第33条とする。

第45条を第34条とし、第46条を第35条とし、第47条を削る。

第48条第2項本文中「明りょう」を「明瞭」に改め、同条第3項中「第81条第3項」を「第92条第1項」に、「同条第4項」を「同条第2項」に改め、同条を第36条とする。

第49条を第37条とし、第50条から第52条までを12条ずつ繰り上げ、第53条の前の見出し及び同条から第55条までを削る。

第56条第1項中「作成し」を「作成するとともに」に、「その写しを」を「その内容を電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と卸売業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により」に、「提出しなければ」を「報告しなければ」に改め、同条第2

項を削り、同条を第41条とする。

第57条を第42条とし、第58条を第43条とする。

第59条の見出しを「(卸売の相手方の制限の例外)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第41条第2項」を「第41条ただし書」に、「事項」を「場合」に、「もの」を「場合」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 市場における入荷量が著しく多く、又は市場に出荷された物品が仲卸業者及び売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生じるおそれがある場合
- (2) 仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後に残品を生じた場合
- (3) 本市の区域外に存する卸売市場の生鮮食料品等の入荷の状況その他の事情に照らし、卸売業者からの卸売の方法以外の方法によっては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を、当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合
- (4) その他市場における取引の活性化に資するものとして別に定める場合

第59条第2項を次のように改める。

2 条例第41条ただし書の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称及び代表者名
- (2) 仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしようとする物品の品目、数量及び産地
- (3) 出荷者の氏名又は名称
- (4) 卸売の相手方の氏名又は名称
- (5) 仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしようとする理由
- (6) その他市長が必要と認める事項

第59条第3項を削り、同条第4項各号列記以外の部分中「条例第41条第5項の規定による届出をしようとする者は」を「前項の許可を受けた者は、当該許可に係る物品の卸売をしたときは、速やかに」に改め、「記載した届出書を」を削り、「提出しなければならない」を「届け出るものとする」に改め、同項第1号中「名称」を「届出者の名称」に改め、同項第3号及び第4号中「氏名」の右に「又は名称」を加え、同項を同条第3項とし、同条第5項を削り、同条を第44条とする。

第60条の前の見出し及び同条を削る。

第61条に見出しとして「(市場外にある保管場所の届出)」を付し、同条第1項各号列記以外の部分中「第43条第2項に規定する別に定める事項」を「第43条の規定によ

る届出」に、「ものとする」を「事項を記載した届出書により行わなければならない」に改め、同項第1号中「名称」を「届出者の名称」に改め、同項第2号中「指定を受けようとする場所」を「市場外保管場所（卸売をするために生鮮食料品等を保管する市場以外の場所をいう。以下同じ。）」に改め、同項第3号中「指定を受けようとする場所にある」を「市場外保管場所の存する」に改め、同項第4号中「指定を受けようとする場所に置く」を「保管する」に改め、同項第5号を削り、同条第2項中「条例第43条第2項に規定する申請書」を「前項の届出書」に、「指定を受けようとする場所」を「市場外保管場所」に、「書面」を「図面」に改め、同条第3項中「条例第43条第1項第1号の規定による指定を受けた卸売業者は、その指定を必要としなくなった」を「第1項の届出をした者は、当該届出に係る市場外保管場所の使用を取りやめた」に改め、同条を第45条とし、同条の次に次の1条を加える。

（卸売をした物品の相手方の明示）

第46条 条例第49条第1項の規定による措置は、荷渡票の交付その他の適当な方法により行うものとする。

第62条から第68条までを削り、第69条を第47条とし、第70条を第48条とする。

第71条の見出し中「から買い入れることが困難な物品」を「以外の者からの買入れ」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第50条第2項第1号」を「第50条第2項ただし書」に、「生鮮食料品等」を「場合」に、「もの」を「場合」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 卸売業者から買い入れることが特に困難な次に掲げる生鮮食料品等を卸売業者以外の者から買い入れる場合

ア 卸売業者が通常の卸売において卸売をしていない物品

イ 卸売業者が行う通常の卸売によっては、仲卸業者の需要を十分に満たすことができない物品

ウ 卸売業者からの買入れが卸売業者以外の者から買い入れる場合より仲卸業者にとって著しく不利益となる物品

(2) その他市場における取引の活性化に資するものとして別に定める場合

第71条第2項中「第50条第2項第1号」を「第50条第2項ただし書」に、「仲卸業者」を「者」に、「買入れをしようとする日の3日前までに当該許可の申請を」を「次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 申請者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）

- (2) 卸売業者以外の者から買入れて販売しようとする物品の品目、数量及び産地
- (3) 買入れの相手方の氏名又は名称
- (4) 買入れの予定価格
- (5) 卸売業者以外の者から買入れて販売しようとする理由
- (6) その他市長が必要と認める事項

第71条第3項を次のように改める。

- 3 前項の許可を受けて買入れを行った仲卸業者は、毎月、翌月10日までに、当該許可に基づき買入れた物品の販売数量並びに金額（消費税額等相当額を含む。）及びその額から消費税額等相当額を控除して得た額を市長に報告しなければならない。

第71条を第49条とし、第72条を削る。

第73条の見出し中「開設区域内」を「本市の区域内」に改め、同条各号列記以外の部分中「第51条第1項」を「第51条第1項前段」に改め、同条第1号中「氏名」を「申請者の氏名」に改め、同条を第50条とし、同条の次に次の1条を加える。

（取引条件の公表）

第51条 卸売業者は、条例第54条の規定による公表をしようとするとき（当該公表に係る取引条件を変更しようとするときを含む。）は、あらかじめ、その内容を書面により市長に報告するものとする。

- 2 前項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第74条を削る。

第75条の見出し中「報告」の右に「の時刻」を加え、同条中「第54条第1項」を「第55条第1項」に改め、同条を第52条とする。

第76条第1項中「第55条第1項」を「第56条第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 第51条第2項の規定は、条例第56条の規定による公表について準用する。

第76条を第53条とする。

第77条の見出し中「卸売数量等」を「開設者による卸売数量等」に改め、同条中「第56条第2項」を「第57条」に、「京都市中央卸売市場日報に登載し、又は市場内の掲示場に掲示して」を「インターネットの利用その他の適切な方法により」に改め、同条を第54条とし、同条の次に次の節名及び1条を加える。

第2節 決済の方法等

（卸売業者の決済の方法）

第55条 条例第58条第1項及び第3項に規定する別に定める期日は、次の各号に掲げ

る区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 青果部及び水産物部 卸売日又は買受日から4営業日(市場の開場日であり、かつ、売買仕切金(条例第58条第1項に規定する売買仕切金をいう。)又は買受代金の決済に係る銀行その他の金融機関の営業日である日をいう。以下同じ。)

(2) 食肉部 卸売日又は買受日から1営業日

2 条例第58条第4項に規定する別に定める方法は、現金、送金、小切手、手形又はクレジットカードその他の電子情報処理組織を用いる方法(資金決済に関する法律第2条第5項に規定する仮想通貨を除く。)のうち、当事者間で定める方法とする。

第78条を削る。

第79条第1項各号列記以外の部分中「第58条第1項前段」を「第60条第1項前段」に改め、同条第2項中「第58条第1項後段」を「第60条第1項後段」に、「条例第58条第5項」を「同条第4項」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「第58条第2項」を「第60条第2項」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「取扱品目が第1項第1号から第3号までのいずれかである場合における」を削り、同条第5項を削り、同条第6項中「取扱品目が第1項第1号から第3号までのいずれかである場合における条例第58条第2項の規定による」を「第3項の」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 市長は、条例第60条第4項の規定による命令をしようとする場合において、必要があると認めるときは、学識経験のある者その他市長が適当と認める者の意見を聴くものとする。

第79条第7項及び第8項を削り、同条を第56条とし、同条の次に次の1条を加える。

(買受代金の決済の方法)

第57条 条例第61条第1項に規定する別に定める期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 青果部及び水産物部 物品の引渡しを受けた日から1営業日

(2) 食肉部 物品の引渡しを受けた日

2 第55条第2項の規定は、条例第61条第2項に規定する別に定める方法について準用する。

3 卸売業者は、条例第61条第1項に規定する支払猶予の特約をしたときは、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。当該特約の内容を変更したときも、同様とする。

(1) 届出者の名称及び代表者名

(2) 特約の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）

(3) 特約の内容

(4) 支払方法

4 条例第61条第3項後段に規定する別に定める期日は、物品の引渡しを受けた日から1営業日とする。

第80条から第82条までを削る。

第83条各号列記以外の部分中「規定する」の右に「市長が」を加え、「ときとは」を「ときは」に改め、「場合であって、本市職員の確認を受けた」を削り、同条第1号中「市場取引の経験から」を「物品に」に、「場合」を「とき。」に改め、同条第2号中「場合」を「とき。」に改め、同条第3号中「条例第43条第1項第3号の規定により卸売をした場合にあつては、当該卸売前」を「卸売前」に、「いる場合」を「いるとき。」に改め、同条を第58条とする。

第84条を削る。

第4章を削る。

第5章第1節中第86条を第59条とする。

第87条第1項各号列記以外の部分中「し、かつ、当該許可を受けようとする者（団体にあつては、その代表者）が記名押印」を削り、同項第1号中「氏名」を「申請者の氏名（団体にあつては、名称及び代表者名。記名押印）」に改め、「その名称及び代表者名並びに」を削り、同項第2号中「使用しようとする」を「申請に係る」に改め、同項第3号及び第4号中「しようとする」を削り、同項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とし、同条を第60条とする。

第88条の見出し中「有効期間」を「有効期間等」に改め、同条本文中「有効期間」の右に「（次項の規定により許可の更新を受けた場合にあつては、当該更新後の有効期間）」を加え、「許可の日」を「当該許可の日（次項の規定により許可の更新を受けた場合にあつては、当該更新前の有効期間の満了の日の翌日）」を加え、同条に次の2項を加える。

2 前項本文の許可を受けた者は、その有効期間の満了後引き続き当該許可に係る市場施設を使用しようとするときは、許可の更新を受けなければならない。

3 前項の更新を受けようとする者は、有効期間の満了の日の30日前から10日前までの間に、前条第1項に規定する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

第88条を第61条とし、第89条を削り、第90条を第62条とする。

第91条に次のただし書を加える。

ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを減額することができる。

第91条を第63条とし、第92条を第64条とする。

第93条の見出し中「用途変更」を「転貸等」に改め、同条各号列記以外の部分中「第65条第2項ただし書の」を「第65条ただし書の規定による」に、「の申請」を「を受けようとする者」に改め、「の各号」を削り、「により行わなければ」を「を市長に提出しなければ」に改め、同条第1号中「氏名」を「申請者の氏名」に改め、「住所」の右に「(団体にあつては、主たる事務所の所在地)」を加え、同条第2号中「用途を変更しよう」を「条例第65条本文の規定により禁止された行為(以下「転貸等」という。)をしよう」に改め、同条第3号中「変更後の」を「転貸等に係る」に改め、同条第4号及び第5号中「用途を変更しようとする」を「転貸等の」に改め、同条第6号を削り、同条を第65条とする。

第94条第1項各号列記以外の部分中「の各号」及び「かつ、当該許可を受けようとする者(団体にあつては、その代表者)が記名押印し」を削り、同項第1号中「氏名」を「申請者の氏名(団体にあつては、名称及び代表者名。記名押印)」に、「法人」を「団体」に改め、「その名称及び」を削り、同項第6号中「その」を削り、同項第7号中「する」を「認める」に改め、同条第3項中「条例第66条第1項」を「第1項」に改め、同条を第66条とする。

第95条を第67条とし、第96条から第98条までを28条ずつ繰り上げ、第5章第2節の節名並びに第99条及び第100条を削る。

第101条の見出しを「(冷蔵庫等に係る免責事項)」に改め、同条中「防疫措置」を「冷蔵庫又は倉庫の防疫措置」に、「そ害」を「鼠害」に、「または」を「又は」に改め、「本市の重大な過失による場合を除き」を削り、「はその」を「は、」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該損害の発生が本市の重大な過失によるものであるときは、この限りでない。

第101条を第71条とし、第102条から第105条までを削る。

第5章第3節を削る。

第5章第4節中第107条を第72条とし、第108条から第111条までを35条ずつ繰り上げる。

第5章第4節を同章第2節とする。

第5章を第4章とする。

第112条を削る。

第113条中「第74条第2項」を「第74条の2第2項」に改め、第6章中同条を第77条とする。

第114条各号を次のように改める。

(1) 卸売業者 次のいずれかに該当すること。

ア 流動資産の額の流動負債の額に対する比率が100パーセントを下回っていること。

イ 純資産の額の純資産及び負債の合計額に対する比率が10パーセントを下回っていること。

ウ 連続する3以上の事業年度において、経常損失が生じていること。

(2) 仲卸業者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる基準

ア 法人 次のいずれかに該当すること。

(ア) 純資産の額の純資産及び負債の合計額に対する比率が10パーセントを下回っていること。

(イ) 連続する3以上の事業年度において、経常損失が生じていること。

イ 個人 次のいずれかに該当すること。

(ア) ア(ア)に掲げる基準に準じて別に定める基準に該当していること。

(イ) 連続する3以上の年において、事業所得の金額の計算上生じた損失の金額があること。

第114条に次の1項を加える。

2 第4条第2項の規定は、前項の純資産額の計算方法について準用する。

第114条を第78条とし、第115条を削る。

第6章を第5章とする。

第116条を削る。

第117条第1項中「協議会ごとに」を「京都市中央卸売市場第一市場運営協議会（以下「第一市場運営協議会」という。）及び京都市中央卸売市場第二市場運営協議会（以下「協議会」と総称する。）にそれぞれ」に改め、第7章中同条を第79条とする。

第118条を第80条とし、第118条の2を第81条とし、第118条の3を第82条とし、第119条を第83条とし、同条の次に次の1条を加える。

(協議会に関する補則)

第84条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第7章を第6章とする。

第8章中第120条を第85条とし、第121条を第86条とし、第122条を第87条とし、第122条の2を第88条とし、第123条を第89条とし、第124条を第90条とする。

第8章を第7章とする。

第9章中第125条を第91条とし、第126条を第92条とする。

第127条中「第125条」を「第91条」に改め、同条を第93条とする。

第128条第2号中「2分の1に相当する額」を「全額」に改め、同条を第94条とする。

第129条を第95条とし、第130条を第96条とする。

第9章を第8章とする。

第131条を削り、第10章中第132条を第97条とし、第133条を第98条とし、第134条及び第135条を削り、第136条を第99条とし、第137条を第100条とする。

第138条第1項中「第92条第3項」を「第92条第1項」に、「の保証金」を「において準用する条例第6条第1項の規定により保証金」に改め、同条第2項中「第92条第4項」を「第92条第2項」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「条例第92条第5項の登録証（第3号様式）」を「前項の登録証」に、「第92条第5項のせり人章」を「第92条第3項のせり人章」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第92条第3項の登録証の様式は、第3号様式とする。

第138条を第101条とし、第139条を第102条とする。

第140条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 条例第5条の2第1項の許可若しくはその取消し、条例第5条の3の処分又は条例第10条の3第1項若しくは第2項の認可をしたとき。

第140条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号中「第2項又は」を「第2項若しくは」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「第27条第1項」を「第20条第2項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「第2項又は」を「第2項若しくは」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号を同条第8号とし、同条第10号中「又は」の右に「その」を加え、同号を同条第9号とし、同条第11号中「第76条第1項から第7項まで」を「第76条」に改め、同号を同条第10号とし、同条第12号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同条を第103条とする。

第141条を第104条とする。

第10章を第9章とする。

別表第1の2を削る。

別表第3を削る。

別表第2中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、同表備考以外の部分中

| | | | |
|-------------|---|------------------------|------|
| 4,000,000円 | を | 4,000,000 ^円 | に改め, |
| 6,000,000円 | | 6,000,000 | |
| 9,000,000円 | | 9,000,000 | |
| 12,000,000円 | | 12,000,000 | |
| 16,000,000円 | | 16,000,000 | |
| 6,000,000円 | | 6,000,000 | |
| 9,000,000円 | | 9,000,000 | |
| 12,000,000円 | | 12,000,000 | |
| 16,000,000円 | | 16,000,000 | |
| 2,000,000円 | | 2,000,000 | |
| 3,000,000円 | | 3,000,000 | |
| 5,000,000円 | | 5,000,000 | |

同表備考中「(条例第49条第4項に規定する卸売価格をいう。以下同じ。)」を削り、「法第15条第1項」を「条例第5条の2第1項」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2 (第4条関係)

| 取扱品目の部類 | 年間売上金額 | 純資産基準額 |
|---------|----------------|-------------------------|
| 青果部 | 50億円未満 | 30,000,000 ^円 |
| | 50億円以上100億円未満 | 66,000,000 |
| | 100億円以上200億円未満 | 150,000,000 |
| | 200億円以上300億円未満 | 270,000,000 |
| | 300億円以上400億円未満 | 360,000,000 |
| | 400億円以上500億円未満 | 450,000,000 |
| | 500億円以上700億円未満 | 600,000,000 |

| | | |
|------|------------------|---------------|
| | 700億円以上1,000億円未満 | 750,000,000 |
| | 1,000億円以上 | 1,200,000,000 |
| 水産物部 | 50億円未満 | 30,000,000 |
| | 50億円以上100億円未満 | 66,000,000 |
| | 100億円以上200億円未満 | 150,000,000 |
| | 200億円以上300億円未満 | 270,000,000 |
| | 300億円以上400億円未満 | 360,000,000 |
| | 400億円以上500億円未満 | 450,000,000 |
| | 500億円以上700億円未満 | 600,000,000 |
| | 700億円以上1,000億円未満 | 750,000,000 |
| | 1,000億円以上 | 1,200,000,000 |
| 食肉部 | 50億円未満 | 10,000,000 |
| | 50億円以上100億円未満 | 22,000,000 |
| | 100億円以上200億円未満 | 50,000,000 |
| | 200億円以上300億円未満 | 90,000,000 |
| | 300億円以上400億円未満 | 120,000,000 |
| | 400億円以上500億円未満 | 150,000,000 |
| | 500億円以上 | 200,000,000 |

備考 「年間売上金額」とは、当該事業年度の開始の日前1年間の卸売価格（条例第49条第4項に規定する卸売価格をいう。以下同じ。）の合計額をいう。ただし、条例第5条の2第1項の許可を受けて1年を経過しない者については、最初の事業年度の開始の日以後1年間に予定される卸売価格の合計額をいう。

別表第4中「第31条関係」を「第26条関係」に改め、同表備考以外の部分中

| | | | |
|------------|---|----------------------|------|
| 「 | 「 | | 「 |
| 400,000円 | を | 400,000 ^円 | に改め、 |
| 700,000円 | | 700,000 | |
| 1,000,000円 | | 1,000,000 | |
| 」 | | 」 | |

同表備考中「含む。」の右に「以下同じ。」を加え、「卸売価格」を「売上金額」に改める。

別表第5及び別表第6中「第42条関係」を「第31条関係」に改める。

別表第7中「第107条関係」を「第72条関係」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第77条関係）

| | |
|---|--------|
| 第 号 | |
| 身 分 証 明 書 | |
| 所 属 | |
| 職 名 | |
| 氏 名 | |
| | 年 月 日生 |
| 上記の者は、京都市中央卸売市場業務条例第74条の2第1項の規定により立入検査を行う職員であることを証明します。 | |
| 年 月 日 | |
| 京都市長 | 印 |

第2号様式中「第125条関係」を「第91条関係」に改める。

第3号様式中「第138条関係」を「第101条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(中央卸売市場第一市場)

(中央卸売市場第二市場業務課)